

飯田市歴史研究所市民研究員要項

2009年8月1日決定

2011年6月18日改正

2013年9月1日改正

2017年6月1日改正

2019年11月1日改正

1 趣旨

この要項は、飯田市歴史研究所第4期中期計画に基づき、飯田市歴史研究所（以下「歴史研究所」という。）が飯田・下伊那の地域史研究に従事する市民研究員を育成するために必要な事項を定めるものとする。

2 市民研究員

(1) 定義

「市民研究員」とは、歴史研究所の市民研究員養成課程（以下「養成課程」という。）を修了し又は養成課程修了と同等の知見を有する者で、歴史研究所が認定した者をいう。また、養成課程に在籍中の者を、「市民研究員候補」という。

(2) 市民研究員の認定

歴史研究所は、養成課程を修了した市民研究員候補に対して、次条第2項カに定める方法により市民研究員の認定を行う。また、養成課程修了と同等の知見を有する者に対して、歴史研究所が別に定める方法により市民研究員の認定を行う。

(3) 市民研究員の資格及び活動内容

ア 市民研究員は、飯田・下伊那の地域史研究に従事し、任意に歴史研究所の活動に参加するものとする。

イ 市民研究員は、年度ごとに歴史研究所が指定する日までに「基礎研究計画書」を歴史研究所宛に提出するものとする。

ウ 市民研究員は、歴史研究所主催の研究会議や全体会議に出席することができる。

エ 市民研究員は、研究会議に参加することができる。

オ 市民研究員は、歴史研究所が開催する講座等に無料で参加することができる。

カ 市民研究員は、歴史研究所の各「共同研究」に参加することができる。

キ 市民研究員は、歴史研究所の了解のもとで、歴史研究所の共同デスクや施設、設備等を研究目的で利用し、整理中の史料を閲覧することができる。また、申請により予算の範囲内において研究活動に関する経費の一部補助を受けることができる。

ク 市民研究員は、歴史研究所の了解のもとで、「歴研ワークショップ」を主宰することができる。

3 市民研究員候補

(1) 市民研究員候補の応募資格及び条件

ア 飯田・下伊那の地域史研究に強い関心と問題意識を持ち、養成課程期間内に、オリジナルな研究成果を修了論文（大学の史学科における卒論レベル以上）としてまとめる意欲を持つ者を市民研究員候補として毎年若干名募集する。

イ 市民研究員候補の応募者は指定された書類を歴史研究所が指定する日までに歴史研究所長宛てに提出する。歴史研究所は書類審査と面接により採否を決定する。

（２） 市民研究員養成課程の期間及び履修内容

ア 市民研究員候補の養成課程の期間は、採用された年の10月1日から翌々年9月30日までの2年間とする。ただし歴史研究所が必要と認める場合は、期間を1年間延長することができる。

イ 市民研究員候補は、歴史研究所の研究員（以下「研究員」という。）を研究指導者としその指導を受け、飯田・下伊那を対象とする地域史研究の基礎を学ぶものとする。また、市民研究員候補は、歴史研究所の顧問研究員（以下「顧問研究員」という。）、又は歴史研究所の調査研究員（以下「調査研究員」という。）等で、自身の専攻する分野に近い研究者から指導を受けることができる。歴史研究所で扱う分野は、別に定める。

ウ 市民研究員候補は、歴史研究所が指定する下記の教育プログラムの中から、養成課程期間に36単位以上を履修するものとする。

（ア） 必修

- a 市民研究員ゼミ（年4回開催）に出席する。 通年4単位、2年で8単位。
- b 一年度終了時に中間時点での小レポート（400字×5枚程度）を提出する。 2単位。
- c 養成課程修了の1ヶ月前までに、修了論文（400字×20枚以上）及び梗概（400字×5枚程度）を提出する。 10単位。

（イ） 選択

- a 研究員や顧問研究員、調査研究員が主宰するゼミに出席する。 半期2単位、2年で8単位以上。
- b アカデミア、研究集会、シンポジウム、定例研究会に出席する。 1回1単位。
- c 定期的に研究指導者の面接を受ける。 1回1単位。

エ 歴史研究所主催の講座等の資料代及び研究員による指導料金は、市民研究員候補からは徴収しない。

オ 市民研究員候補は、申請により予算の範囲内において研究活動に関する経費の一部補助を受けることができる。

カ 歴史研究所は、市民研究員候補から提出された修了論文を、研究指導者である研究員と顧問研究員の所見を基に審査を行い、合否を決定する。合格の場合は市民研究員として認定する。